

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望NO. 1】

題名	スピード感のある中心市街地活性化施策について	部会名	商業部会
担当課	未来創造部 政策企画課、水産経済部 商業・観光振興課		
要望旨	<p>現在策定作業を進めている中心市街地活性化基本計画において、スピード感を持って取り組める事業計画と早急に取り組むことが出来る実行性の高い事業の推進を要望する。</p>		
回答	<p>中心市街地活性化基本計画については平成15年度から進め、平成24年度にはソフト事業（イベントの開催など）を中心とした焼津まちなみがき計画を策定し、平成25年度から3カ年の期間で取り組んできました。</p> <p>現在、新たに策定中の中心市街地活性化基本計画については、平成28年から平成32年度までの5年間で市民等の意向調査をはじめ、まちなか再生会議でのご意見等を伺いながら、基本構想を策定しております。</p> <p>今後は、基本構想を実現するための具体的なソフト事業とハード事業について、短期と中長期に仕分けた上で、今年度内に策定する計画であります。</p> <p>なお、中心市街地の活性化に向けた取組みに際しては、行政だけでなく地元商店街や商工会議所等との連携が不可欠であり、関係する方々とともに勉強会等を行いながら、実効性の高い事業を推進してまいります。</p>		<p>※ まちなか再生会議とは、中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、中心市街地の活性化や方向性及び在るべき姿について、産業界や市民の皆様から幅広いご提案を頂き計画に反映させるための会議です。</p> <p>委員22名（経済界・商業者・地元自治会・公募市民・行政・アドバイザー）により構成しています。</p>

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 2】

題名	公共施設の太陽光発電設備への保守メンテナンスの導入と管理体制の見直しについて	部会名	商業部会
担当課	環境部 環境生活課		
要望要旨	<p>太陽光発電設備の管理は、各公共施設を所管する部署が行っているため非効率である。非常時の電源確保と保守メンテナンスを含めて一元的に管理できる体制の検討をお願いしたい。</p>		
回答	<p>焼津市の公共施設における太陽光発電設備は、平成 26 年度までに 9 施設に設置しました。まだ各施設とも比較的新しく、定期点検などのメンテナンスを行っておりません。</p> <p>太陽光発電設備の維持管理については、監視装置となるモニターを設置しているほか、モニター等が無い施設についてはパソコンやモニターなどで発電量や売電量を職員が確認しております。</p> <p>それにより修理が必要な場合は、各施設担当が速やかに修理を行うこととしているため、現在のところ定期点検は考えておりません。</p> <p>また、各施設は、学校・幼稚園・保育園・公民館・市営住宅・コミュニティ防災センターなど、その用途が多岐に渡るため、各担当課が太陽光発電設備だけでなく、施設全体を日々管理・運営しております。現在の体制により、設備の修理等を含めた維持管理を迅速かつ効率的に行っており、太陽光発電設備を一元的に管理することは考えておりません。</p> <p>なお、屋根貸し事業での太陽光発電設備は、事業者の所有となるので、メンテナンスについても事業者が行うこととなります。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 3】

題名	地域の安全・安心を支える、地元建設業者の確保及び育成策について	部会名	建設業部会
担当課	財政部 契約検査課		
要望要旨	<p>建設業が、若者にとって魅力ある職業となるためには、「将来性が実感でき安定した仕事量の確保及び、週休二日制など労働環境の充実」が不可欠と考えます。</p> <p>市当局としては、どのような方針で進める所存かお聞きします。</p>		
回答	<p>公共工事の発注にあたっては、主として市内建設工事業者を発注対象とする入札制度を採用し、地域における担い手の確保を図っているところ です。</p> <p>また、予定価格の事後公表化をはじめとする法改正に伴う制度改正を行っているところ です。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 4】

題名	既存社会インフラの点検・維持管理業務について	部会名	建設業部会
担当課 要望 要 旨	財政部 契約検査課		
回 答	<p>既存の社会インフラの点検・維持管理業務においては、建設工事に準じるものとして、特殊なものを除き、地域の特性を把握する市内業者を対象とする工事等希望型一般競争入札により発注を行っています。</p> <p>かかる業務に関し、複数業務の包括発注や複数年契約の導入については、入札における競争性及び入札参加者の受注機会が確保されるものであるかを踏まえ、適用を研究していきたいと考えております。</p>		

## 焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 5】

題名	積極的な企業誘致促進について	部会名	工業部会
担当課  要望要旨	<p>水産経済部 産業政策課</p> <p>国内外の企業を積極誘致していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大井川・焼津・藤枝スマートインターチェンジの供用開始が平成 28 年 3 月と目前に迫っている。また、静岡空港の商用利用（国内・国際貨物）についても平成 25 年～26 年度にかけて取扱量が顕著に増加している。</li> <li>・志太地域は、東名（新東名含む）、空港のインフラが充実し利便性が増すなか、大阪・名古屋・東京の経済圏を半径 300 キロで結ぶことができる立地にあるなど、単なる通過地点ではなく、それらを補完する地域としてハブの役目を果たすことができるポテンシャルを持っている。</li> </ul> <p>こうした機運を契機として県内外、国外までを視野に入れた企業誘致をさらに進めていただき、焼津市を活性化させていただきたい。</p>		
回答	<p>企業誘致につきましては、市民の雇用機会や自主財源の確保など焼津市の活性化につながる最重要施策として位置づけをしており、引き続き積極的に取り組んでまいります。</p> <p>これまで、産業政策課内に「企業立地相談窓口」を開設するとともに、市のホームページ上に「工場立地ガイド」を立ち上げ、市内空き工場や工場用地の情報収集・発信に取り組んでまいりました。</p> <p>さらに、市内への進出の具体化に当たっては、土地取得費と新規雇用者の経費に対して補助する「産業立地促進事業費補助金」を水産流通加工団地のみ対象としていたものを市内全域に広げ、成長分野として位置づけされている製造業について補助率を上げるなどの拡充を行ってまいりました。</p> <p>今年度からは、さらなる企業誘致の呼び水とするため、創業後に収めていただく固定資産税相当額を奨励金として単年度 3,000 万円を限度に 3 年間交付する「産業立地奨励事業費補助金」を創設し、企業進出を促すように環境整備を行ったところであります。</p> <p>今後も、県や商工会議所をはじめ関係団体等とも綿密に連携をして、企業誘致に取り組んでまいります。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 6】

題名	都市計画法における開発許可の要件緩和について	部会名	水産業部会
担当課	都市基盤部 都市計画課		
要望旨	市街化調整区域への水産加工場の建築や拡張について、その規制要件（都市計画法第34条第4号）に対する焼津市の運用基準）の緩和をお願いしたい。		
	<p>市街化調整区域内における水産加工場の建築等については、都市計画法（以下法）第34条第4号で、例外的に開発行為が認められております。これは、市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建物の建築が認められているものであり、農産物の処理加工等については、これを産地で速やかに行う等の必要があるため許可し得ることとされております。</p> <p>このため、法の趣旨に鑑み、市では要件として「処理、貯蔵又は加工等がされる農林水産物のうち当該市街化調整区域内で産出されるものが過半を占めること」という運用基準を設けております。</p>		
回答	<p>市街化調整区域における法や基準等の解釈については、県や周辺市町と整合を図りながら、基準の見直し等を行っていることから、基準の緩和についても、県及び周辺市町と協議会等で議論し、基準の見直し等について研究してまいります。</p>		

## 焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 7】

題名	市内外に対する防災計画に関する情報の積極的PRについて	部会名	サービス業部会 観光飲食業部会
担当課	危機管理部 危機政策課、未来創造部 広報広聴課、水産経済部		
要望要旨	<p>地震等の災害に対する中長期の防災対策計画を市内外へ今以上に積極的なPRを行い流入人口の増加と企業誘致を図っていただきたい。</p> <p>焼津市では、地震・津波災害に対し、まず市民の「命を守る」こと、次に「財産を守る」こと、そして、産業の継続性を維持するための「生産活動を守る」ことを目的に、平成 26 年 3 月に全国に先駆けて「焼津市津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。この計画に基づき、国・県と連携して、防災・減災対策を効果的かつ効率的に実施し、災害に強いまちづくりを推進しています。</p> <p>推進計画とあわせて、具体的な対策である「焼津市地震・津波対策アクションプログラム 2014」を策定し、対策を講じております。本事業の進捗状況につきましては、市ホームページで、公開しているところです。</p> <p>情報の発信においては、昨年度に広報やいづ臨時号として防災特集を 7 月と 11 月に発行しました。</p> <p>本年度においては、市政座談会を市内 60 カ所で実施し災害に対する正しい情報を伝え、市の対策などを報告しています。</p> <p>10 月 1 日には、災害時の冷静な行動につなげていただいため、津波・地震に関する最新の情報を提供する防災講演会を開催し、市内外から約 650 人の皆様に参加していただきました。</p> <p>さらに、あらゆる年代を対象として、市ホームページ、フェイスブック、防災メール配信など多様な手段により情報を発信し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図っております。</p> <p>今後も、あらゆる機会や情報媒体を効果的に活用して、市民の皆様などに、防災力の強化につながる情報を提供してまいります。</p>		
回答			

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 8】

題名	JR 焼津駅南口連絡橋の整備について	部会名	観光・飲食業部 会
担当課	都市基盤部 都市計画課		
要望 要 旨	<p>JR 焼津駅南口から駅前通りへの連絡通路には屋根がないことから、雨天のときは、傘が必要になる。焼津市の表玄関ともいえるべき焼津駅南口の連絡通路に、快適な歩行者用の通路を作り、来訪者にとって、より良い印象を提供するため、雨よけの屋根を設置してほしい。</p>		
回 答	<p>現在の焼津駅南口連絡橋（シーがるぶりっじ）屋根については、タクシーへの動線部とエレベーター部分及びアンビ・ア ビルの取合部に限定して設置しております。</p> <p>屋根がかかれていない連絡橋通路部分については、上部に屋根を設置することが可能な構造となっておりますが、経済性を考慮しても、多額の事業費が見込まれます。現状では、オープンスペースでの利用形態と考えておりますので、具体的な連絡橋上部屋根についての計画はありませんが、今後の利用状況や駅舎を含めたエリアとしての活用を考える中で研究してまいります。</p>		



焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 9】

題名	訪日外国人客受け入れに係る翻訳支援について	部会名	観光・飲食業部会
担当課	水産経済部 商業・観光振興課		
要望旨	<p>訪日外国人観光客が増加する中、各店舗では受入態勢が不十分であるため、市や観光協会において市内店舗に対する中国語（繁体字・簡体字）ハンダール語などの外国語の各種案内表示の翻訳の技術支援をお願いしたい。</p>		
回答	<p>外国人観光客対応のため、最低限のコミュニケーションがとれるよう、静岡県観光協会発行の外国人おもてなしDVDや指さし会話ブックの配付を行っています。</p> <p>また、観光協会では、市民、会員向けに英語、中国語、韓国語の語学講座を開催し、基本的な会話の習得の支援を実施しています。語学講座内で軽易な案内やメニュー等の表記も学習できます。</p> <p>焼津市内の公共施設や観光施設では、外国人旅行者をおもてなすするための方策について関係団体とともに研究、推進していきたく思います。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【NO. 10】

題名	観光客誘致のための助成制度の創設について	部会名	観光・飲食業部 会
担当課	水産経済部 商業・観光振興課		
要望要旨	<p>焼津市への観光客誘致のために、宿泊客に対して市内観光や土産物の購入に利用できるクーポン券(2,000円)を発行する事業を創設してほしい。</p>		
回答	<p>クーポン券事業としては、静岡コンベンション協会が入場料や食事、買い物割引となる「駿河の国おもてなしクーポン券」を発行し、観光客誘致と消費喚起の取組を行っています。市内でも既に参加されている事業者がおり、こうした取り組みに参画し、集客や販売の増加に繋がっていただきたいと考えます。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望NO. 11】

題名	海岸線を活用した観光の創出について	部会名	観光・飲食業部 会
担当課	水産経済部 商業・観光振興課		
要望 要 旨	焼津の長い海岸線を活用し、観光客の誘致に繋がってほしい。		
回 答	<p>焼津市は優れた景観や自然に恵まれた約15.5kmの海岸線を有します。</p> <p>この海岸線を利用して気軽にできるウォーキングや3つの港を結んで産業や歴史を学び、海の幸を楽しむサイクリングや車でのモデルコースが出来ます。</p> <p>また、海岸線は富士山の絶景ポイントとしてPRしているところです。</p> <p>既存の観光コースを広く知ってもらえるようPRを推進するとともに、焼津の魅力的な観光ルートの開発にも取り組んでいきます。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望NO. 1 2】

題名	用途地域の見直しについて	部会名	観光・飲食業部 会
担当課	都市基盤部 都市計画課		
要望要旨	<p>東日本震災以降、不動産取引は減少し、人口の流出に歯止めがかかっていません。友好的な土地活用を行うことで、市内人口の増加を実現していただきたい。</p> <p>また、線引きにより市街化調整区域内での宅地開発等に制約があることから、市街化調整区域内での条例制度活用などできるところから改善していただきたい。昨年度での回答では、この制度の研究をしているとのことであったので、その結果回答をお願いしたい。</p>		
回答	<p>本市の都市計画区域では、「市街化区域」のコンパクトで効率的な都市経営の推進と「市街化調整区域」の無秩序な開発の抑制と優良農地の保全を有効的に行うため、区域区分制度（線引き）を実施しております。</p> <p>市街化区域内の土地活用及び人口増加を担う施策としては、未利用地について、一定規模以上の開発行為への補助金の拠出（H26年度から5年間、宅地分譲事業助成事業）や、市外から転入し、新居を建設する若者世帯への助成金（H27年度から3年間、若者世帯定住支援奨励金助成事業）などにより、新たな土地利用を促す取り組みを実施しております。</p> <p>市街化調整区域内の土地活用については、農地の保全や集落の維持などを踏まえ、現在策定しております「都市計画マスタープラン」において、地域の雇用創出に関連した新たな土地利用の位置付けを図っているところですが、条例制度を活用した取組については、農地法・農振法による市街化調整区域の維持方針もあり、土地利用の実施は難しいところですが、引き続き研究を行ってまいります。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望NO. 13】

題名	スマートIC開設に伴う周辺の土地利用について	部会名	焼津商工会議所
担当課	都市基盤部 都市計画課、未来創造部 政策企画課		
要望要旨	<p>スマートIC周辺は、農振地域であるが土地の有効活用を図ることで、物流の拠点や企業誘致が積極的に推進でき、地域の発展が図られるポテンシャルを持っている。</p> <p>この地域の開発が進むよう、スマートICの供用開始後早期に土地利用の規制緩和により土地の有効活用が進むよう要望する。</p>		
回答	<p>本年度策定しております概ね20年後の本市の都市像を示す「都市計画マスタープラン」では、スマートIC周辺を「産業・観光交流拠点」として、産業・物流の振興を図る拠点とした位置づけで考えております。また、土地利用の方針においても、「新たな土地利用検討ゾーン」として、今後の土地利用の活用を検討を促す地域とする予定であります。</p> <p>スマートIC周辺の土地利用につきましては、市街化調整区域であり、都市計画法、農地法、農振興地域の整備に関する法律などの法律により制限されておりますが、市の国土利用計画や前述の新たな都市計画マスタープランへの位置づけを踏まえ、今後、スマートIC周辺の具体的な土地利用のあり方について、検討を行うとともに、国や県との協議を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、関連法令の規制緩和については、法律規制でもあることから、これまで東海市長会を通じて働きかけておりましたが、今後とも国・県に働きかけてまいりたいと考えております。</p>		

焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望NO. 1 4】

題名	焼津港内港の利活用について	部会名	焼津商工会議所
担当課	水産経済部 水産課		
質問要旨	<p>静岡県が策定した「焼津漁港マスタープラン」について、危機管理対策も含めプラン全体の着実な実施をお願いする。</p> <p>焼津港内港については、幅広い利活用が可能になるよう漁港の縛りを外してもらおうよう、国・県に働きかけをしていただきたい。</p>		
回答	<p>焼津漁港マスタープランを具現化する施策部分の中核をなす漁港整備については、事業主体であり管理者でもある静岡県が漁港漁場整備長期計画の事業計画スケジュールを基本に推進することとしております。</p> <p>また、漁港内の土地利用については地区ごとに整備構想が示されており、新港地区では漁港機能の強化や賑わいを創出するため民間企業の誘致などを進めることとしております。</p> <p>なお、焼津内港の市場機能は新港地区に移転しましたが、内港の水域及び岸壁は漁船の出港準備や荒天時の避難などに使用されており、現在も漁港としての重要な役割を担っていることから、内港の具体的な利活用方針の検討にあたっては、関係者との十分な協議が必要であると考えております。</p>		

## 焼津商工会議所要望事項に関する回答書【要望 NO. 15】

題名	焼津漁港及び焼津市の海岸線、沿岸部の津波対策について	部会名	焼津商工会議所
担当課	水産経済部 水産課、 都市基盤部 河川課		
質問要旨	<p>「第4次地震被害想定」や水産庁が策定した「漁港・漁村の津波対策の基本的考え方」を踏まえ、学識経験者や地元代表からなる「焼津漁港津波対策検討委員会」を水産庁と共催で設置し、平成27年3月に基本方針が示されました。安全・安心なまちづくりのためにも早期に実現できるように願います。</p> <p>海岸線における防災対策として、防潮堤等の耐震性や強度の把握、河川の河口への水門設置など、焼津市が進めている防災・減災対策を県と一緒に取り組んでいただきたい。また、国への働きかけもお願いしたい。</p>		
回答	<p>焼津漁港の津波対策につきましては、漁港を守ることが水産業を守ることであり、すなわち、その背後地の人命・財産が守られることになるため、津波対策施設にあつては港口対策が不可欠との考えのもと、現段階で水門整備が最適であると考えておりますが、具体的な対策については費用対効果を含め、県と検討を行っております。</p> <p>なお、焼津漁港の津波対策は、特定第三種漁港の津波対策の試金石であり、全国から注目されているものと認識しております。全国一の漁港である焼津漁港を津波から守るため、あらゆる減災対策について検証を行い、地元関係者の合意を得た上で、早期に事業に着手するよう県知事や県議会等に要望を行っております。</p> <p>また、海岸線における津波対策につきましては、国の主権により「駿河海岸整備検討会」を開催し、県や関係市町とともに最大クラスの地震・津波に対する被害を軽減するための海岸保全のあり方について検討を行いました。</p> <p>その結果、本市では国が実施する海岸堤防の粘り強い構造への改良に併せ、堤防の陸側に盛土、植樹及び散策路を備えた「潮風グリーンウォーク」を整備することにより、台風や高潮等による越波対策はもろろんのこと、最大クラスの地震・津波に対する減災対策にも繋げていく基本的な考え方がまとめられました。</p> <p>なお、海岸堤防の強靱化や藤守川河口への水門設置などにつきましては、焼津海岸整備促進協議会による要望活動など、機会があるたびに国へ強く要望しております。</p>		